

## ○町PRキャラクター市川三郷レンジャーの使用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市川三郷町（以下『町』という。）のイメージキャラクター『市川三郷レンジャー』（以下「キャラクター」という。）の適正な使用を確保するため、町のイメージを内外に伝えるために制定されたキャラクターの使用について、必要な事項を定めることにより、キャラクターの有効的な活用を図ることを目的とする。

### (使用の許可)

第2条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめキャラクター使用許可申請書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容について審査し、適当と認める場合はキャラクター使用許可通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 キャラクターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）がその使用に際して商標登録出願を行なうことはできない。

4 キャラクターを使用するに当たっては、著作権表示を明示すると共に、町が、指示する方法に基づき使用するものとする。

### (使用の不許可)

第3条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) キャラクター制定の趣旨に反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治、思想及び宗教の活動に利用しようとするとき。
- (4) その他町長が使用を不相当と認めたとき。

2 前項の規定によりキャラクターの使用を許可しないときは、キャラクター使用不許可通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

### (申請内容の変更等)

第4条 使用者が申請内容等を変更する場合は前2条の規定を準用する。

### (使用料)

第5条 原則として無料とする。

### (使用許可の取消し)

第6条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この要綱に基づく規定に違反したとき。
- (2) この要綱に基づく許可の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、町長が特に必要と認めたとき。

(無届出使用)

第7条 町長は、使用許可申請書を提出せずにキャラクターを使用している者に対して、使用許可申請書の提出または使用停止を指示することができる。

(成果物の提出)

第8条 使用者は、キャラクターを使用した成果物（印刷物、写真等）1部を町に提出するものとする。

(使用に起因する問題)

第9条 キャラクターの使用に起因する問題が起こった場合は、使用者が速やかに責任を持って対処するものとし、町は一切の責任を負わない。

(疑義等)

第10条 この要綱に定めのない事項及びこの使用要綱に関して生じた疑義については、町と使用者が協議して定める。

附則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。